

一般セーフガードについて

一般セーフガードは、1994年GATT(関税及び貿易に関する一般協定)第19条、セーフガード協定に基づき、輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のために認められている緊急措置である。

我が国においては、関税の引上げについては関税定率法第9条及び緊急関税等に関する政令、輸入数量制限については外為法及び輸入貿易管理令に基づく経済産業省告示をもって規定されている。

1. 対象品目

農林水産物を含むモノ全般

2. 発動要件

外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による輸入の増加があること

輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じていること(客観的な証拠に基づくその因果関係の立証が必要)

国民経済上緊急に必要なことがあること

3. 措置内容・期間

(1) 措置内容

関税引上げ(関税割当を含む)又は輸入数量制限

関税引上げの場合、その引上げ後の税額の上限は内外価格差(輸入価格と適正な国内卸売価格との差額)まで。

数量制限の場合、その数量は原則として直近の適当と認められる3年間の平均輸入数量以上。

〔ただし、重大な損害を防止し又は救済し、構造調整を容易にするために必要な限度内とされている。〕

(2) 発動期間

原則4年以内、延長しても最大8年以内(暫定期間を含む。)

〔ただし、重大な損害を防止し又は救済し、構造調整を容易にするために必要な期間とされている。〕

4 . 発動手続

(1) 調査

発動するに当たっては、輸入増加の事実及びこれによる国内産業の重大な損害又はそのおそれがある事実についての十分な証拠がある場合において必要があると認めるとき、これらの事実の有無につき調査を行う。この調査は原則1年以内に終了させる。

農林水産省所管物資の場合、財務大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣によって行われる。

(2) 利害関係国との協議(補償措置、対抗措置)

発動に先だって、利害関係国との協議等を行い、補償措置をとるよう努力しなければならない。

輸出国は、我が国からの輸出に関し、関税引上げ等による対抗措置をとることができる。

〔 措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、当該措置がセーフガード協定に適合する場合には、当該措置がとられている最初の3年間については、輸出国は対抗措置をとることはできない。 〕

(3) 審議会への諮問

(1)の調査により発動の必要性があると認められた場合は、関税については関税・外国為替等審議会、輸入数量制限については産業構造審議会への諮問を経て措置が決定される。

(4) WTOへの通報

調査の開始、暫定措置の発動、損害又はそのおそれの認定、措置の実施又は延長に当たってはWTOにその内容について通報する必要がある。

5 . 暫定措置

(1) 発動要件

調査が開始された場合において、調査完了前にも十分な証拠により輸入増加の事実及びこれが国内産業に与える重大な損害等について推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があること。

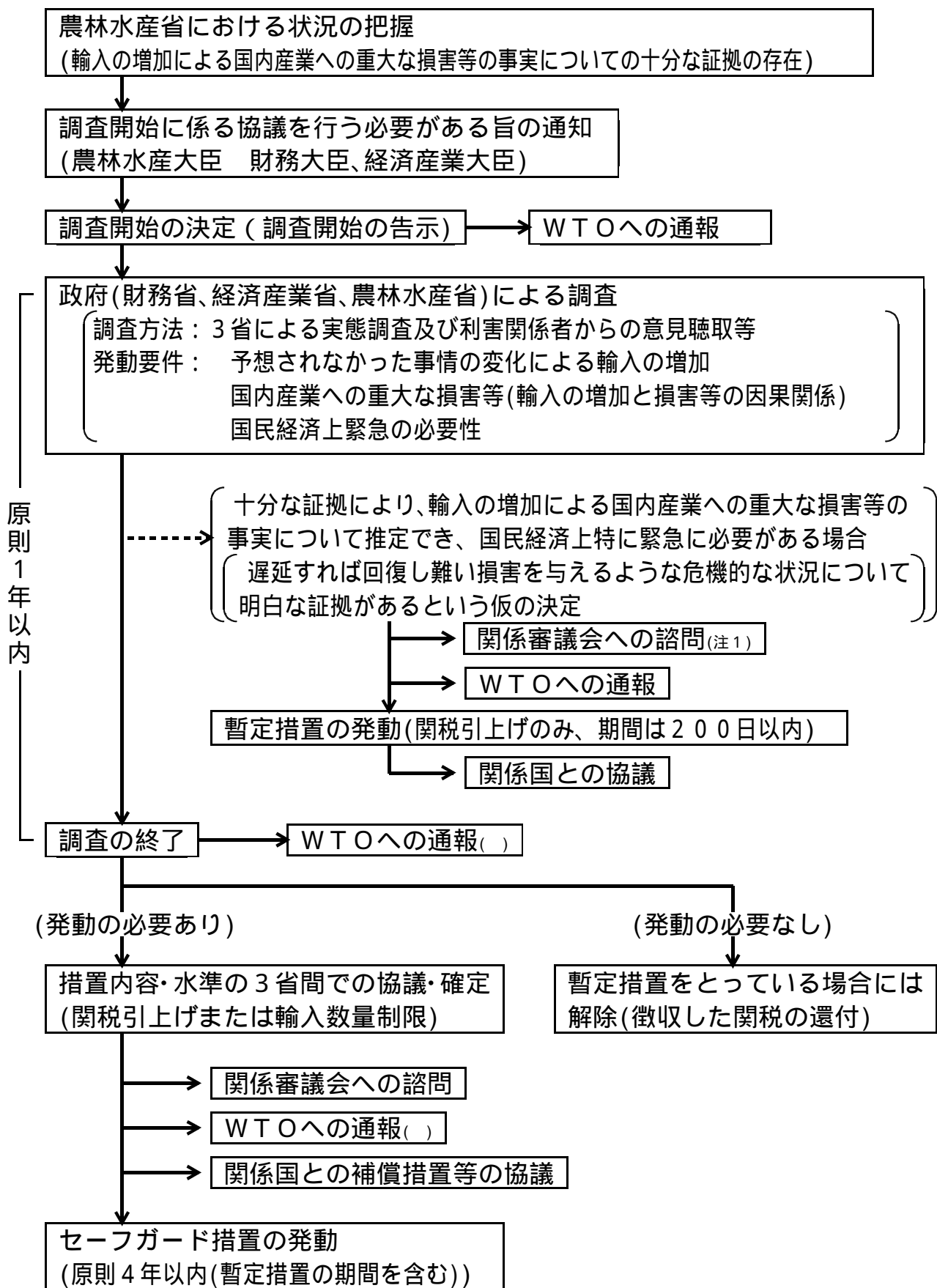
(2) 措置内容・期間

関税引上げのみ。200日以内。(調査の完了前に発動可能。)

(調査により損害が認定されなければ、徴収した税は還付する。)

(措置をとる前にWTOに通報し、措置がとられた後に直ちに関係国と協議を行う。)

我が国における一般セーフガード措置(暫定措置を含む)の発動手続



注1：暫定措置が直ちに必要と認められる場合には、措置の発動後でもよい。

注2： の通報は同時または別々に通報できる。 注3：上記WTO通報以外の通報が求められる場合がある。